

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	2,862	25.0	主事、技師 主事(再任用) 主事、技師(臨時的任用職員) 計	2,392 234 236 2,862	6,056	52.8	主事級及び技師級
2級	副主査の職務	3,194	27.9	副主査 副主査(再任用) 計	3,153 41 3,194			
3級	主査の職務	3,387	29.5	主査 主査(再任用) 係長 係長(再任用) 計	2,915 188 275 9 3,387	3,387	29.5	主査級
4級	1 課長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務	1,391	12.1	課長補佐 課長補佐(再任用) 消防学校の課長 府税事務所の課長 (中央、なにわ北、なにわ南、三島、豊能、泉北、 泉南、南河内、中河内、北河内) 府税事務所の課長(再任用) (泉北、南河内) 大阪自動車税事務所の課長 大阪自動車税事務所の分室長 日本万博博覧会記念公園事務所の課長 パスポートセンターの課長 障がい者自立センターの課長 砂川厚生福祉センターの課長 障がい者自立相談支援センターの課長 女性相談センターの次長 女性相談センターの課長 子ども家庭センターの次長 (池田、吹田、富田林) 子ども家庭センターの課長 (中央、池田、吹田、東大阪、富田林、岸和田) 子ども家庭センターの課長(再任用) (岸和田) 修得学院の次長 修徳学院の課長 子どもライフサポートセンターの次長 子どもライフサポートセンターの課長 保健所の課長 (池田、吹田、茨木、守口、四条畷、藤井寺、富田 林、和泉、岸和田、泉佐野) こころの健康総合センターの課長 監察医事務所の次長 計量検定所の課長 総合労働事務所の課長 高等職業技術専門校の副校長 (東大阪、夕陽丘、南大阪、北大阪) 高等職業技術専門校の課長 (東大阪、夕陽丘、南大阪、北大阪) 障がい者職業能力開発校の副校長 障がい者職業能力開発校の課長 障がい者職業能力開発校の課長(再任用) 農と緑の総合事務所の課長 (北部、中部、南河内、泉州) 動物愛護管理センターの課長 家畜保健衛生所の課長 港湾局の課長 港湾局の出張所長 土木事務所の課長 (池田、茨木、枚方、八尾、富田林、鳳、岸和田) 土木事務所の工区長 (枚方、鳳、岸和田、) 西大阪治水事務所の課長 西大阪治水事務所の出張所長 寝屋川水系改修工営所の課長 流域下水道事務所の課長 (北部、東部、南部) 流域下水道事務所の工区長 (東部、南部) 流域下水道事務所のセンター長 (北部、東部、南部) 安威川ダム建設事務所の課長 箕面整備事務所の課長 図書館の課長(中央、中之島) 図書館の課長補佐(中央) 教育センターの課長 高等学校及び特別支援学校の事務長、課長補佐 高等学校及び特別支援学校の事務長(再任用) 小学校、中学校及び義務教育学校の主幹 管理官 主幹 主幹(再任用) 室長 管制技術官 副主席師範 師範 警察学校の科長 警察学校の副主席師範 警察学校の師範 方面本部の補佐官 警察署の課長 計	788 3 2 78 2 9 3 4 1 1 3 1 1 3 14 1 1 1 1 28 3 1 3 3 4 7 1 1 1 15 1 1 6 1 36 3 1 4 10 2 11 1 2 8 1 1 151 10 24 24 6 1 2 1 6 13 2 2 2 1 65 1,391	1,391	12.1	課長補佐級

5級	1 本庁又は委員会等の参事の職務 2 出先機関の次長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く)	285	2.5	参事	140	285	2.5	課長級
				府税事務所の部長 (中央)	3			
				府税事務所の次長 (三島、豊能、泉北、泉南、中央、南河内、中河内、北河内)	12			
				府税事務所の次長(再任用) (なにわ北、なにわ南)	2			
				大阪自動車税事務所の次長	2			
				日本万博博覧会記念公園事務所の次長	2			
				パスポートセンターの次長	1			
				障がい者自立センターの次長	1			
				砂川厚生福祉センターの次長	1			
				障がい者自立相談支援センターの次長	1			
				子ども家庭センターの次長 (中央、東大阪、岸和田)	4			
				子ども家庭センターの課長 (中央)	2			
				保健所の次長 (池田、吹田、茨木、守口、四条畷、藤井寺、富田林、和泉、岸和田、泉佐野)	10			
				保健所の生活衛生室長 (茨木、藤井寺、泉佐野)	3			
				こころの健康総合センターの次長	1			
				計量検定所の次長	1			
				総合労働事務所の次長	1			
				高等職業技術専門学校の副校長 (南大阪)	1			
				農と緑の総合事務所の次長 (北部、中部、南河内、泉州)	4			
				農と緑の総合事務所の室長 (北部、中部、南河内、泉州)	4			
				農と緑の総合事務所の(耕地)課長 (北部、泉州)	2			
				中央卸売市場の次長	1			
				動物愛護管理センターの次長	1			
				港湾局の課長	3			
				港湾局の参事	1			
				港湾局の港湾事務所長	2			
				土木事務所の次長 (池田、茨木、枚方、八尾、富田林、鳳、岸和田)	14			
				土木事務所の建設事業所長 (茨木、富田林)	2			
				土木事務所の出張所長 (岸和田)	1			
				西大阪治水事務所の次長	1			
				西大阪治水事務所の課長	2			
				寝屋川水系改修工営所の次長	2			
				流域下水道事務所の次長 (北部、南部)	4			
				流域下水道事務所の次長(再任用) (東部)	1			
				安威川ダム建設事務所の次長	2			
				箕面整備事務所の次長	1			
				図書館の司書部長(中央、中之島)	2			
				図書館の副館長(中央、中之島)	2			
				教育センターの部長	2			
				教育センターの参事	1			
				高等学校及び特別支援学校の事務部長	17			
				高等学校及び特別支援学校の事務部長(再任用)	5			
				調査官	15			
				室長	1			
				主席師範	3			
				警察学校の調査官	1			
				計	285			
6級	1 本庁又は委員会等の課長の職務 2 出先機関の長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く)	186	1.6	課長	145	186	1.6	課長級
				府税事務所の所長 (なにわ北、なにわ南、南河内、中河内)	4			
				府税事務所の所長(再任用) (豊能、泉南)	2			
				大阪自動車税事務所の所長	1			
				障がい者自立センターの所長	1			
				女性相談センターの所長	1			
				子ども家庭センター所の所長 (池田、吹田、富田林)	3			
				修徳学院の院長	1			
				子どもライフサポートセンターの所長	1			
				食肉衛生検査所の所長 (羽曳野)	1			
				農と緑の総合事務所の所長 (北部、中部、南河内、泉州)	4			
				動物愛護管理センターの所長	1			
				土木事務所の所長 (池田、枚方、鳳、岸和田)	4			
				寝屋川水系改修工営所の所長	1			
				流域下水道事務所の所長 (北部、東部、南部)	3			
				安威川ダム建設事務所の所長	1			
				箕面整備事務所の所長	1			
				議会秘書長	1			
				海区漁業調整委員会事務局の書記長	1			
				理事官	5			
				所長	1			
				場長	2			
				訟務官	1			
				計	186			

7級	1 本庁又は委員会等の次長又は副理事の職務 2 相当大規模な出先機関又は相当困難な事務を所掌する出先機関の長の職務 3 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の次長の職務	114	1.0	次長	17	114	1.0	次長級
				副理事	33			
				室長	35			
				秘書長	1			
				消防学校の学校長	1			
				東京事務所の次長	1			
				府税事務所の所長 (三島、泉北、北河内)	3			
				消費生活センターの所長	1			
				日本万国博覧会記念公園事務所の所長	1			
				パスポートセンターの所長	1			
				子ども家庭センターの所長 (中央、東大阪、岸和田)	3			
				砂川厚生福祉センターの所長	1			
				計量検定所の所長	1			
				総合労働事務所の所長	1			
				高等職業技術専門校の校長 (東大阪、夕陽丘、南大阪、北大阪)	4			
				障がい者職業能力開発校の校長	1			
				港湾局の次長	2			
				土木事務所の所長 (茨木、八尾、富田林)	3			
				西大阪治水事務所の所長	1			
				教育センターの所長	1			
				教育センターの次長	1			
				参事官	1			
				計	114			
8級	1 本庁の部長又は理事の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局長の職務 4 大規模な出先機関又は困難な事務を所掌する出先機関の長の職務	47	0.4	部長	7	47	0.4	部長級
				部長(再任用)	1			
				部長(任期付職員)	2			
				理事	8			
				会計管理者	1			
				事務局長	5			
				東京事務所の所長(再任用)	1			
				府税事務所の所長 (中央)	1			
				中央卸売市場の場長	1			
				危機管理監	1			
				局長	6			
				港湾局の局長	1			
				技監	2			
				報道監	1			
				特区推進監	1			
				サミット協力監	1			
				国際交流監	1			
				労働政策監	1			
				環境政策監	1			
				教育監	1			
				私学監	1			
				図書館の館長(中央、中之島)	2			
				計	47			
合計		11,466	100					

研究職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	研究員の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)□	27	35.5	研究員 研究員(再任用)	24 3	27	35.5	研究員級
				計	27			
2級	高度な研究を主任する研究員の職務□	44	57.9	主任研究員 副総括研究員 主席研究員 主席研究員(再任用)	28 8 5 3	44	57.9	主任研究員級
				計	44			
3級	担任する研究を総括する研究員の職務	5	6.6	総括研究員	5	5	6.6	総括研究員級
				計	5			
4級	研究所、試験場その他の試験研究機関の所長、副所長又は部長の職務	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
	合計	76	100					

医療職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	15	27.8	技師 技師(臨時的任用職員)	14 1	15	27.8	技師級
				計	15			
2級	保健所の課長、課長補佐又は主査の職務	10	18.5	保険所の課長 課長補佐 主査	1 5 4	10	18.5	課長補佐級及び主査級
				計	10			
3級	保健所の所長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)又は参事の職務	17	31.5	本庁の課長 本庁の参事 砂川厚生福祉センター参事 子ども家庭センターの参事 (中央) 子ども家庭センターの診療長 (中央) 保健所の所長 (守口、藤井寺、岸和田) 保健所の参事 (池田、茨木、四條畷、藤井寺) こころの総合健康センターの課長 理事官 調査官	1 3 1 1 1 3 4 1 1 1	17	31.5	課長級
				計	17			
4級	高度の知識又は経験を必要とする保健所の所長の職務	8	14.8	本庁の副理事 障がい者自立支援相談センターの所長 保健所の所長 (池田、吹田、茨木、四條畷、富田林、和泉)	1 1 6	8	14.8	次長級
				計	8			
5級	1 本庁の部長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする保健所の所長の職務	4	7.4	本庁の理事(任期付) 医療監 保健所の所長 (泉佐野) こころの総合健康センターの所長(任期付)	1 1 1 1	4	7.4	部長級
				計	4			
	合計	54	100					

医療職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	106	61.3	技師 技師(再任用) 技師(臨時的任用職員)	8 5 93	106	71.7	技師級
				計	106			
2級	副主査の職務	18	10.4	副主査 副主査(再任用)	17 1	18	10.4	副主査級
				計	18			
3級	保健所の主査の職務	39	22.5	主査 主査(再任用) 係長	36 2 1	39	22.5	主査級
				計	39			
4級	保健所又は家畜保健衛生所の課長の職務	9	5.2	保健所の課長 (吹田、茨木、藤井寺、泉佐野) 家畜保健衛生所の課長	6 3	9	5.2	課長補佐級
				計	9			
5級	家畜保健衛生所の所長の職務	1	0.6	家畜保健衛生所の所長	1	1	0.6	課長級
				計	1			
	合計	173	100					

医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	27	77.1	技師 技師(再任用) 技師(臨時的任用職員)	0 2 25	27	91.4	技師級
				計	27			
2級	副主査の職務	5	14.3	副主査	5	5	14.3	副主査級
				計	5			
3級	主査の職務	3	8.6	主査	3	3	8.6	主査級
				計	3			
4級	課長補佐の職務	0	0		0	0	0	課長補佐級
				計	0			
5級	参事の職務	0	0		0	0	0	課長級
				計	0			
	合計	35	100					

高等学校等教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校又は特別支援学校の講師(人事委員会規則で定める職を除く。)、助教諭若しくは養護助教諭の職務又は実習助手の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。) 2 特別支援学校の寄宿舎指導員の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)	1,820	12.6	講師 養護助教諭 実習助手 実習助手(臨時的任用職員) 実習助手(再任用) 寄宿舎指導員 寄宿舎指導員(臨時的任用職員)	1,448 65 132 58 88 20 9	1,820	12.6	講師級
				計	1,820			
2級	1 高等学校又は特別支援学校の教諭の職務又は養護教諭若しくは栄養教諭の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。) 2 高等学校又は特別支援学校の実習助手(担任する事務を総括する実習助手に限る。)の職務 3 特別支援学校の寄宿舎指導員(担任する事務を総括する寄宿舎指導員に限る。)の職務 4 指導主事又は社会教育主事の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。) 5 1の職務とその複雑及び困難の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの	11,553	80.1	指導主事 教諭 教諭(再任用) 養護教諭 養護教諭(再任用) 栄養教諭 栄養教諭(再任用) 総括実習助手 総括寄宿舎指導員 教諭(指導専任)	85 9,775 1,230 258 18 29 2 97 8 51	11,553	80.1	教諭級
				計	11,553			
特2級	1 高等学校又は特別支援学校の主幹教諭の職務 2 高等学校又は特別支援学校の指導教諭、養護教諭(養護教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う養護教諭に限る。)、又は栄養教諭(栄養教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う栄養教諭に限る。)の職務	519	3.6	首席 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	421 88 9 1	519	3.6	首席・指導教諭級
				計	519			
3級	1 高等学校又は特別支援学校の教頭の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事	302	2.1	主任指導主事 管理主事 教頭 教頭(再任用)	38 9 237 18	302	2.1	教頭級
				計	302			
4級	1 高等学校又は特別支援学校の校長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事	225	1.6	首席指導主事 首席社会教育主事 教育センターの首席指導主事 校長 准校長 校長(再任用) 校長(任期付職員) 准校長(任期付職員)	13 1 6 161 26 14 3 1	225	1.6	校長級
				計	225			
	合計	14,419	100					

小学校・中学校教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		職名	(人)	職制上の段階		段階
		(人)	(%)			(人)	(%)	
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師(人事委員会規則で定める職を除く。)、助教諭又は養護助教諭の職務	4,139	15.0	講師 養護助教諭 計	3,970 169 4,139	4,139	15.0	講師級
2級	1 小学校、中学校又は義務教育学校の教諭の職務又は養護教諭若しくは栄養教諭の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。) 2 指導主事又は社会教育主事の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。) 3 1の職務とその複雑及び困難の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるもの	20,534	74.5	指導主事 教諭 教諭(再任用) 養護教諭 養護教諭(再任用) 栄養教諭 栄養教諭(再任用) 教諭(指導専任) 計	41 18,511 864 772 40 218 15 73 20,534	20,534	74.5	教諭級
特2級	1 小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務 2 小学校、中学校又は義務教育学校の指導教諭、養護教諭(養護教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う養護教諭に限る。)又は栄養教諭(栄養教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う栄養教諭に限る。)の職務	1,076	3.9	首席 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭 計	670 360 30 16 1,076	1,076	3.9	首席・指導教諭級
3級	1 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事	936	3.4	主任指導主事 主任社会教育主事 管理主事 主任指導主事(再任用) 副校長 教頭 教頭(再任用) 計	24 2 5 1 8 873 23 936	936	3.4	教頭級
4級	1 小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事	886	3.2	首席指導主事 教育センターの首席指導主事 校長 校長(再任用) 校長(任期付職員) 計	7 3 752 117 7 886	886	3.2	校長級
合計		27,571	100					

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師の職務	142	25.0	主事・技師	9	482	84.7	主事級及び技師級
				主事・技師(再任用)	120			
				技師(臨時的任用職員)	13			
				計	142			
2級	副主査の職務	340	59.8	副主査	333			
				副主査(再任用)	7			
				計	340			
3級	主査の職務	87	15.3	主査	85	87	15.3	主査級
				車庫長	1			
				守衛長	1			
				計	87			
合計		569	100.0					



公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	巡査の職務	3,133	14.4	巡査	3,133	7,710	35.5	巡査
				計	3,133			
2級	巡査長の職務	4,577	21.1	巡査長	4,577			
				計	4,577			
3級	主任の職務	6,442	29.7	主任	6,425	6,442	29.7	巡査部長
				主任(再任用)	17			
				計	6,442			
4級	係長の職務	5,783	26.6	係長	5,729	5,783	26.6	警部補
				係長(再任用)	54			
				計	5,783			
5級	1 所属長補佐の職務 2 警察署の課長の職務(他の職務の級に定めのあるものを除く。)	1,217	5.6	所属長補佐	395	1,217	5.6	警部
				所属長補佐(再任用)	5			
				審理官	9			
				検視官	22			
				中隊長	56			
				警察学校の科長	4			
				警察学校の主任教官	5			
				方面本部の補佐官	1			
				警察署の課長	306			
				警察署の室長	1			
				警察署の副所長	1			
				警察署の隊長	5			
				警察署の中隊長	3			
				警察署の課長代理	404			
				計	1,217			
6級	1 管理官の職務 3 大規模な警察署又は困難な事務を所掌する警察署の課長の職務	296	1.4	管理官	146	296	1.4	警視
				管理官(再任用)	1			
				被害者支援官	1			
				少年補導官	1			
				指導官	6			
				捜査官	5			
				検視官	4			
				所長	1			
				警察学校の部長	2			
				方面本部の統括官	5			
				警察署の課長(大規模又は困難)	121			
				警察署の所長	2			
				警察署の隊長	1			
				計	296			
7級	1 調査官の職務 2 警察署の副署長の職務	134	0.6	調査官	54	134	0.6	警視
				副隊長	13			
				室長	2			
				警察署の副署長	65			
				計	134			
8級	1 所属長の職務 2 警察署の署長の職務	130	0.6	所属長	49	130	0.6	警視
				理事官	8			
				監察官	2			
				通告官	1			
				対策官	5			
				首席審理官	1			
				警察学校の副校長	1			
				方面本部の副方面本部長	5			
				組織犯罪対策本部の副本部長	1			
				犯罪抑止戦略本部の副本部長	1			
				警察署の署長	56			
				計	130			
合計		21,712	100					

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項の給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して行う特に困難な業務	1	100.0	参事	1	1	100.0	
				計	1			
	合計	1	100.0					